

令和4年3月7日現在

令和4年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス
研究推進委託事業のうち短期課題解決型研究
お問い合わせ等に対する回答

共通部分

Q1

一般管理費は試験研究費の30%以内とされていますが、研究コンソーシアムとして応募する場合、コンソの構成員ごとに、それぞれの試験研究費の30%以内となっている必要があるのか、あるいは、コンソ全体の一般管理費の総額が、コンソ全体の試験研究費の総額の30%以内に収まっていれば良いのか（コンソ構成員によって、当該構成員の試験研究費の30%を越える場合が有り得る）、どちらになるのでしょうか。

コンソーシアム全体で試験研究費の30%以内であれば問題ありません。

Q2

企画提案書様式（別紙6）の代表者氏名については、「代表取締役社長〇〇 〇〇」と例示されているが、内部規定により契約権限を委任されている総長代理人の事務部門の長の名前で作成してもよろしいでしょうか。

原則として応募者が所属する機関長名で提案いただきたいと思います。組織内の規程等により機関長から部門長に契約の権限等が委任される場合は、部門長名で提案いただくことも可能です。

機関長名以外で提案を検討される場合は、事前に御相談ください。

個別課題部分

【農業環境（水、土壌等）からの農産物への PFOA 及び PFOS 等の PFAS の移行（蓄積動態）に関する基礎研究】

Q1-1

必要な研究の 1. ①「分析法の性能の予備的な評価」については、農林水産省が「評価対象とする分析法」を指定するのでしょうか。あるいは、提案者自らが「評価対象とする分析法」を選定するのでしょうか。

提案者が「評価対象とする分析法」を選定し、予算額の中で実行可能な方法をご提案ください。例えば米国環境保護庁や米国食品医薬品庁などが開発し、妥当性を予備的に確認した上で、多成分の PFAS を測定できるものとして公表している分析法が評価候補となると考えています。

Q1-2

Q1-1 について、提案者が「評価対象とする分析法」を選定する場合、その中に、提案者が開発した分析法も含めて良いのでしょうか。また、当該分析法をベースに本研究事業を行っても良いのでしょうか。

提案者が開発した分析法を「評価対象とする分析法」に含めることや、当該分析法をベースに本事業を行うことは可能です。ただし、当該分析法の開発や予備的な妥当性確認試験の実施状況、対象 PFAS 種の範囲、分析法の性能、予算執行の効率性などを勘案し、候補とする分析法の妥当性や適切性を含めて審査させていただきます。

Q2

必要な研究の 2. 「PFAS の分子種の予備的な探索」について、対象地点は農林水産省が示すのでしょうか。あるいは、提案者が選定するのでしょうか。

対象地点については、公募要領にあるとおり「水環境の PFOA、PFOS の濃度が比較的高い地点を基本としつつ、PFOA、PFOS の存在比率が異なる複数地点」の候補地点を提案者において提案いただくことになります。候補地点を所管する自治体との連絡調整は、必要に応じて農林水産省が仲介しますので、詳細は採択後にご相談ください。

【病原体の侵入・拡散防止のための効果的な小型野生動物・害虫対策の検討】

Q3

小型野生動物・害虫の調査を行うためには、複数の農場へ足を運ぶ必要があると思いますが、様々な家畜疾病が全国の農場で発生している中、協力を得るのは困難です。農林水産省からも現地調査にかかる調整や支援を頂けるのでしょうか。

今回の公募課題は、主に既知の知見の収集がメインとなるため、複数の農場の調査まで行う必要性までは感じられないが、必要とあれば農林水産省が調整・支援を行うことはやぶさかではありません。。

Q4

小型野生動物・害虫の種類を絞ることは可能でしょうか。

「既に知見があるか否か」、「HPAI や CSF のような重要疾病に関係する生物であるか否か」といった観点で、小型野生動物・害虫を優先順位付けして頂ければ結構です。